

株式会社えみのわ 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。2023年12月1日～2025年11月30日の行動計画は、2021年12月1日～2023年11月30日の行動計画を継続する。

以下、その理由。

目標1は該当者が少なく長期で定着を図る為。目標2は未達成の為。

1. 計画期間 2023年12月1日～2025年11月30日までの2年間

2. 内容

目標1：育児、親の介護による年次有給休暇取得促進、男性の育児休業取得のための育児・介護両立支援窓口の趣旨や利用方法を再度周知し、休暇を取りやすい環境の整備をする。

<対策>

- 2024年1月～ 育児・介護両立支援窓口の趣旨や利用方法を再度周知する
- 2024年1月～ 男性職員も育児休業を取得できることを再度周知する

目標2：年次有給休暇を10日以上取得することができる社員一人当たりの年次有給休暇取得日数を、取得義務5日+4日の9日以上とする。

<対策>

- 2024年1月～ 年次有給休暇取得予定表の掲示について各事業所管理者へ通知
- 2024年2月～ 各事業所において年次有給休暇取得予定表の掲示等、取得状況が容易に確認できる環境を整え、取得促進を図る

<参考>2021年12月1日～2023年11月30日の行動計画

目標1：育児、親の介護による年次有給休暇取得促進、男性の育児休業取得のための相談窓口を本社人事に設置し、休暇を取りやすい環境の整備をする。

目標2：年次有給休暇を10日以上取得することができる社員一人当たりの年次有給休暇取得日数を、取得義務5日+4日の9日以上とする。